



茨城県報

第 1 6 1 6 号

平成16年11月 1 日

月 曜 日

目 次

規 則

(教 育 委 員 会)

ページ

- 茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則..... 1
- 茨城県県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

- 字の区域の変更 (市町村課) 2
- 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (2 件) (障害福祉課) 2
- 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (2 件) (障害福祉課) 3
- 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更 (2 件) (障害福祉課) 4
- 木材業者の登録 (林政課) 4
- 保安林の指定の解除の予定 (林業課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課) 5
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (2 件) (都市整備課) 6
- 漁業の許可を申請すべき期間 (水産事務所) 6
- 土地改良区役員の就退任 (2 件) (土地改良事務所) 7
- 土地改良区役員の退任 (土地改良事務所) 9

(人 事 委 員 会)

- 労働基準法別表第 1 に規定する適用事業の号別区分の一部改正..... 9

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)10
- 県営土地改良事業計画 (3 件) (農村計画課)10
- 基本測量の実施 (用地課)11
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)12

規 則

(教 育 委 員 会)

教育委員会規則第13号

茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年11月 1 日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

別表第 1 の 1 の部茨城県立里美高等学校の項中「久慈郡里美村大字折橋」を「常陸太田市折橋町」に改める。

付 則

この規則は、平成16年12月 1 日から施行する。

教育委員会規則第14号

茨城県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年11月 1 日

茨城県教育委員会委員長 和 田 芳 武

茨城県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 通学区の項中

久慈郡	金砂郷町	水府村	里美村
多賀郡	十王町		

を削る。

付 則

- 1 この規則中別表第 1 の改正規定のうち「多賀郡」及び「十王町」を削る部分は公布の日から、その他の部分は平成16年12月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第1477号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により潮来市長から地籍調査の実施に伴い、同市内の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定による地籍調査の認証の日の翌日から生ずるものである。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

大字清水字ト山に変更する区域

大字清水字茂内 867の226, 867の387, 867の433, 867の452, 867の453

大字清水字原山に変更する区域

大字清水字茂内 289から292まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字永山字葎場に変更する区域

大字永山字鳴津 217の21, 217の25から27まで

上記地番は平成16年 8 月24日現在の登記簿による。

茨城県告示第1478号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20に規定する変更の届出があったので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービス の種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日
08000300260116	有限会社ひだまり荘・あつ宝んど!!	有限会社ひだまり荘	児童居宅介護等事業	事業所の所在地	古河市緑町13 - 3	猿島郡総和町釈迦天神町278 - 1	平成16年9月3日

茨城県告示第1479号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20に規定する変更の届出があったので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービス の種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日
08000300189117	総和社協介護事業所	社会福祉法人総和町社会福祉協議会	児童居宅介護等事業	事業所の所在地	猿島郡総和町北利根10	猿島郡総和町駒羽根1501	平成16年4月5日

茨城県告示第1480号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20に規定する変更の届出があったので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービス の種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日
08000100260118	有限会社ひだまり荘・あつ宝んど!!	有限会社ひだまり荘	身体障害者居宅介護等事業	事業所の所在地	古河市緑町13 - 3	猿島郡総和町釈迦天神町278 - 1	平成16年9月3日

茨城県告示第1481号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20に規定する変更の届出があったので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービス の種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変 更 年月日
08000100189119	総和社協介護事業所	社会福祉法人総和町社会福祉協議会	身体障害者居宅介護等事業	事業所の所在地	猿島郡総和町北利根10	猿島郡総和町駒羽根1501	平成16年4月5日

茨城県告示第1482号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20に規定する変更の届出があったので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービスの種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変更年月日
08000200260117	有限会社ひだまり荘・あっ宝んど!!	有限会社ひだまり荘	知的障害者 居宅介護等 事業	事業所の 所在地	古河市緑町 13 - 3	猿島郡総和 町釈迦天神 町278 - 1	平成16年 9月3日

茨城県告示第1483号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20に規定する変更の届出があったので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

届出のあった事業所等			サービスの種類	届出のあった変更内容			
事業所番号	事業所の名称	事業者の名称		変更事項	変更前	変更後	変更年月日
08000200189118	総和社協介護事業所	社会福祉法人総和町社会福祉協議会	知的障害者 居宅介護等 事業	事業所の 所在地	猿島郡総和 町北利根10	猿島郡総和 町駒羽根 1501	平成16年 4月5日

茨城県告示第1484号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1171	H16.10.19	東茨城郡大洗町大貫町233	小野瀬 俊市	椿山林産(有)	住所に同じ		販売業	
1172	H16.10.19	福島県いわき市平谷川瀬字 明治町27	岡田 浩一	岡田電気産 業(株)	水戸市河和 田町丹下二 ノ牧3891 - 470	岡田電気産 業(株)住設建 材水戸営業 所	販売業	
1173	H16.10.19	久慈郡里美村里川416	荷見 一美	荷見林業	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業	

2 製材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2161	H16.10.19	東茨城郡茨城町駒渡1251	細谷 正久	(有)細谷建材	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業 木材チ ップ業 製材業	

茨城県告示第1485号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

(1) 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡鉾田町大字大竹字海岸1329の4, 1330の2, 1331, 1332

(2) 指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

公園用地とするため（公益上の理由）

茨城県告示第1486号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県竜ヶ崎土木事務所において縦覧に供する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域の名称

井野台地区 急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から3号を順次結んだ線、標柱3号から5号を順次結んだ線、標柱5号から標柱6号を通り2720番地・市道・2721番地先内の標柱1号を結んだ線に囲まれた区域。

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
取手市	井野台	一丁目	2721		
〃	〃	〃	2720		
〃	〃	〃	2715 市道4102号線		境界線上の点
〃	〃	〃	乙3084 - 1 3084 - 9 道路		境界線上の点

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標柱番号	備 考
取手市	井野台	一丁目	乙3084 - 1 道路		境界線上の点
〃	〃	〃	2720		

茨城県告示第1487号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、守谷市守谷東特定土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷市守谷東特定土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 守谷市守谷甲1401番地 3

事 業 施 行 期 間 自 昭和63年12月12日

至 平成18年 3 月31日

施 行 地 区 守谷市大字守谷字二ツ塚，新町裏，庚塚，法花坊，相野谷，坂町，御茶屋下，城内，古城沼の各一部

設立認可の年月日 昭和63年12月12日

2 変更認可の年月日 平成16年11月 1 日

茨城県告示第1488号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 向原土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 千代田町大字上土田461番地

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年11月24日

至 平成19年 3 月31日

施 行 地 区 千代田町大字下稲吉字向原，字大工畑，字馬坂谷の各一部

設立認可の年月日 平成 4 年11月24日

2 変更認可の年月日 平成16年11月 1 日

茨城県告示第1489号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第 8 条第 2 項の規定により、下記 1 に掲げる漁業の許可を申請すべき期間を下記 2 のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成16年11月 1 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 別 井 一 栄

1 申請すべき漁業許可の種類

- (1) 機船船びき網漁業のうちこい・ふな機船船びき網漁業
 (2) 機船船びき網漁業のうちその他の機船船びき網漁業

2 申請期間

平成16年11月22日 (月) から平成16年12月10日 (金) まで

茨城県告示第1490号

茨城県那珂郡那珂町額田東郷1350番地に事務所を置く有ケ池江下土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年11月 1 日

常陸太田土地改良事務所長 萩 島 利 孝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 宗 長	那珂郡那珂町大字額田東郷 1 番地
"	梶 山 栄	" 大字本米崎2132番地 1
"	佐久山 繁 生	" 大字額田東郷503番地
"	小 林 信 次	" " 749番地
"	寺 門 正 博	" 大字額田北郷555番地 2
"	飯 嶋 忠 雄	" 大字額田南郷385番地 2
"	小 澤 富	" " 2173番地 3
"	関 富 男	" 大字本米崎2982番地 2
"	佐 川 正 彦	" " 503番地
"	白 水 千 寿	" " 1994番地
"	市 毛 義 雄	" " 1605番地
"	小田内 政 男	" 大字向山382番地
監 事	田 所 邁	" 大字本米崎366番地
"	戸 祭 満 男	" 大字額田北郷914番地 3

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	関 宗 長	那珂郡那珂町大字額田東郷 1 番地
"	梶 山 栄	" 大字本米崎2132番地 1
"	舩 橋 純 一	" 大字額田東郷476番地
"	澤 畑 廣 士	" " 853番地
"	寺 門 正 博	" 大字額田北郷555番地 2
"	加 藤 勝 一	" 大字額田南郷483番地
"	渡 邊 政 雄	" " 644番地
"	関 富 男	" 大字本米崎2982番地 2

職 名	氏 名	住 所
理 事	市 毛 實	那珂郡那珂町大字本米崎15番地 1
〃	佐 川 豊	〃 〃 479番地
〃	田 口 壽 男	〃 〃 1955番地
〃	小野瀬 康	〃 〃 1618番地 2
監 事	片 岡 進	〃 〃 2268番地 2
〃	森 田 貢	〃 大字額田北郷1142番地

茨城県告示第1491号

岩井市大字辺田1141番地の 3 に事務所を置く便無山下土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成16年11月 1 日

茨城県境土地改良事務所長 黒 駒 勝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 原 誠 吉	岩井市大字神田山2654番地
〃	渡 邊 昇	〃 大字大口2599番地の 1
〃	江 口 實	〃 大字猫実740番地の 1
〃	小 林 秀 男	〃 大字神田山新田30番地
〃	山 崎 三 雄	〃 大字猫実新田50番地
〃	鈴 木 武	〃 大字大口新田81番地
〃	針 替 実	〃 大字猫実1255番地の 1
〃	服 部 修	〃 大字大口2297番地
〃	針 替 達	〃 大字猫実1071番地
〃	奥 村 由 雄	〃 〃 15番地の 1
〃	松 崎 松 男	〃 〃 1153番地
〃	中 村 一	〃 大字神田山2634番地
監 事	渡 邊 恒	〃 大字大口2488番地
〃	針 替 文 夫	〃 大字神田山2624番地
〃	小 林 清 一	〃 大字猫実新田76番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 昇	岩井市大字大口2599番地の 1
〃	江 口 實	〃 大字猫実740番地の 1
〃	松 崎 松 男	〃 〃 1153番地
〃	針 替 正	〃 大字猫実新田560番地の 1
〃	山 崎 孝	〃 〃 55番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	白 鳥 三 春	岩井市大字大口2352番地の 5
"	針 替 実	" 大字猫実1255番地の 1
"	石 塚 誠	" 大字大口1850番地の 1
"	松 崎 龍	" 大字猫実1421番地の 2
"	松 崎 洋 子	" " 1000番地の23
"	山 口 次 男	" 大字大口3078番地の 1
"	倉 持 時 男	" 大字神田山2726番地
監 事	吉 原 實	" " 2654番地
"	服 部 清一郎	" 大字大口2227番地
"	山 崎 政 夫	" 大字猫実新田74番地

茨城県告示第1492号

下妻市大字北大宝219番地の 2 に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年11月 1 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 田 一 弘	結城郡八千代町大字水口113番地

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 6 号

平成11年 7 月15日茨城県人事委員会告示第 2 号で告示した労働基準法別表第 1 に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

平成16年11月 1 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表知事の項中

12	教育 研究 調査	公害技術センター，自治研修所，消防学校，衛生研究所，中央看護専門学校，工業技術センター，産業技術専門学院，農業総合センター（管理部，企画情報部，生物工学研究所，園芸研究所に限る。），農業総合センター農業研究所，農業総合センター特産指導所，農業総合センター農業大学校（庶務部，農業部に限る。），農業総合センター農業大学校園芸部，林業技術センター，水産試験場，内水面水産試験場，医療大学（付属病院を除く。）	を
----	----------------	---	---

12	教育 研究 調査	公害技術センター，自治研修所，消防学校，衛生研究所，中央看護専門学校，工業技術センター，産業技術短期大学校，産業技術専門学院，農業総合センター（管理部，企画情報部，生物工学研究所，園芸研究所に限る。），農業総合センター農業研究所，農業総合センター特産指導所，農業総合センター農業大学校（庶務部，農業部に限る。），農業総合センター農業大学校園芸部，林業技術センター，水産試験場，内水面水産試験場，医療大学（付属病院を除く。）	に
----	----------------	---	---

改める。

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第2項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第1項第1号，第2号イ，第5号，第7号及び第8号に掲げる書類は，平成16年10月13日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸一丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年11月1日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ケアサービス さざんか

3 代表者の氏名

秋 山 衛

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市神立中央三丁目6番地62 - 408号

5 定款に記載された目的

県内高齢者に対して，高齢者自身による「身体介護」や「介護予防サービス」等の活動を行い，高齢者の社会参加を促進し，高齢者同士が共に支え合う地域づくりを図ることを目的とする。

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき，県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）につき計画を定めた。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月1日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農道）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年11月 2 日から平成16年12月 1 日まで

3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

● 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）につき計画を定めた。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・農業用用水）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年11月 2 日から平成16年12月 1 日まで

3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

● 県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき，県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）につき計画を定めた。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営中結城地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年11月 2 日から平成16年12月 1 日まで

3 縦覧の場所

下館土地改良事務所

● 基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第 4 条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので，同法第14条第 3 項の規定により公示する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 国土地理院

2 作業の種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）

3 作 業 期 間 平成16年10月27日から平成17年 2 月21日まで

4 作 業 地 域 古河市，猿島郡総和町，猿島郡五霞町，猿島郡境町

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年11月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市牛久町字桜塚1675番 2， 1675番15

2 事業主の住所及び氏名

千葉県佐原市佐原木1159番地 アルフィー 1 201

根 崎 夢太郎，根 崎 順 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町大字立木字下谷213番 2

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町大字立木1990番地

飯 塚 良 介

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3，060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)